

〈特別寄稿〉

21世紀の生活科学

—ヒューマンセキュリティの担い手として—

大橋 謙策

日本社会事業大学学長



ただいまご紹介いただきました大橋です。どうぞよろしく。

岡村重夫先生が亡くなられたときに「偲ぶ座談会」がありました。その際に僭越ながらこういう言い方をさせていただきました。「関西でいろいろな研究者を輩出されたが、最も先生の考えを実践しているのは、あるいは具現化しているのは、私ではないか」ということをあえて言わせていただいたわけです。岡村先生の理論枠組みを活用しながら、どれくらい乗り越えられたかは、内心忸怩たるものがありますが、岡村先生がこの大阪市立大学にこめた思いというものを少し思い出しながら、私なりに考えていることをお話したいと思っております。

生活を科学するなんてことは考えたこともないのですが、少し私の研究をふり返りながら、レジユメに書いているような3つの柱についてお話したいと考えております。一つは、地域福祉と社会教育を通じて追いつめてきた課題は何だろうかということ、二つ目に、生活を科学するとは一体どういうことなのだろうか、三つ目に、地域自立生活支援におけるケアマネジメントを手段としたソーシャルワークの展開というようなことでございます。

今日与えられたテーマは、ヒューマンセキュリティの担い手としてということです。私が日本社会事業大学のHPにヒューマンセキュリティという考え方をこれから持っていく必要があるんじゃないかということで、書いたものから、それを中心にまとめるということをしていただきました。ヒューマンセキュリティの考え方というのは、一つは、国際的な国連が使っている人間安全保障という意味でのヒューマンセキュリティという問題が一つあります。それは「21世紀は博愛の世紀」に、ということで2001年の福祉新聞に載せたものをコピーしましたのでそれをご覧いただければと思います。今日の話はそちらまでいなくて、もう一つの側面であるヒューマンサービスというものを考えながら、ヒューマンセ

キュリティーを考えるとという、その視点で今日は話をすることになると思っています。

1. 地域福祉と社会教育

私自身は、地域福祉と社会教育の学際的な研究をやってきました。学際的な研究というのは結構難しいわけです。「講師・講師、見てきたようなウソを言う」と同じでございまして、私がどこかに講演に歩くときに、西日本には東日本の話をして、東日本のときは西日本の話をして、それでも危ないと思うときは、国際的な話をする、だいたい一時間くらいすんでしまう。学際研究というのは、例えば社会福祉の現場、学会で話をするときには、教育の話を中心にして、教育の学会で話をするときには社会福祉の話をする、大体人を煙に巻くことができるのです。そういう意味で、学際研究はある意味では非常に怖い研究方法でございまして。みなさん学際研究というとなんとなく格好がいいように思われますが、気をつけないと、各々の基礎科学がばらばらになって、都合のいいときにだけ我々は学際研究です、というように使われかねないですね。大阪市立大学はその辺はどのようなのでしょうか。居住関係があり、栄養健康分野があり、福祉分野があり、という風に言っていて、なんとなく生活科学でまとまっていると聞いていても、それはモザイクなのか、モザイクでないのかといったことでございまして。うまく交わっていない、ただアイデアとしては学際研究である、ということになってしまうわけです。この気持ちは、地域福祉と社会教育をやってきた私にとっては、非常によくわかるし、逆にいえば陥りやすい側面だということ指摘しておきたいと思っております。

なぜ私が、地域福祉と社会教育の学際的な研究をやっているのか、その中で何をコアにしようとするのかと考えたのか。私は社会事業大学で学びました。その頃に社会福祉を教えてくれた仲村優一先生という方がいたので。先生にもずけずけ言っていますから、みなさんに披

露してもいいのかもしれませんが、私にとって、その当時のケースワーク論というのは恐ろしくおもしろくなかったのです。目の前のことをちょこちょこやっているのはどうしても私には馴染みませんで、しかも実際に児童養護施設に関わりながらだったのですが、目の前の問題を解決して、「ああやれやれ」と思ったら、また同じような問題を抱えた人が目の前に現れるのです。それをまた解決するとまた同じ問題の人が出てくるのです。「社会福祉は気をつけないと、『賽の河原の石積み』みたいなところがある。もう対症療法的にやってもやってもきりがない。はたしてこれで私は何十年間持ちこたえられるか」と、ずいぶん悩みました。これでいいのだろうかと考えたわけです。

戦前の、文部省の関係の研究者の中で、川本宇之助とか乗杉嘉寿という人がいるのですが、積極的社会事業と消極的社会事業というのを扱っているのです。消極的社会事業と言うのは、いわば臨床的対症療法的なもの、積極的社会事業はそういった問題を改善していく改革していくアプローチのしかたを言っているのです。今で言うなら、消極的社会事業が社会福祉的で、積極的社会事業が社会教育的なのですね。私は、そういうものに触れる機会があって、自分がやろうとしているのは消極的社会事業だけで本当に良かったのだろうかと考えていました。

そこで、私は東京大学の大学院で、社会教育を専攻しました。宮原誠一先生という人に習ったのですが、ところが社会教育へ行くと、今度は生活が全くないのです。個別問題が全くない。こんなんでいいのだろうかとも悩みました。

そんな時に、徳永直という小説家がありますが、8年制という小説を書いています。8年生というのは小学校の義務教育を6年制から8年制にするという問題を取り上げたものですが、8年制にするなら、二年間の子どもの生活費は誰が保証してくれるのかは全く抜きにして国家政策として義務教育を6年から8年にするという提案です。子どもは学校に行くと社会的な子どもになるけど、家に帰ると私的になっちゃう。このギャップの問題はなんだと、誰が解決するのかと徳永は言うのですね。同じことを私は味わいまして、なにか崇高な教育のことを言うんですけど、そこに生きた肉体を持った住民の生活はなにも見えないですね。堀秀彦という東洋大学の学長をされた方がいるのですが、『教育学以前』という書物を昭和13年に書いているのです。つまり教育という営みが成り立つ前には、まずその前に生活というのはどうなっているのかを抜きにして教育は語れるのか、そうい

う生活と教育の環境はどうなっているのという話をするわけです。私は教育福祉問題と福祉教育問題というのが当時ひっかかかっていて、東大の大学院で教育学を学んだけれど、私の期待とは残念ながら、似て非なるものをそこに見出したわけです。私は、教育と福祉の研究をやるときには、両方の学問をただ並べて並列にしても無理なのではないか。それを俯瞰型に、統合的に考えないといけないのではないかとずっと実は悩んできた経緯があります。

岡村重夫先生は、1957年だったかずいぶん早い時期に、地域福祉と社会教育という論文を書いているのです。なぜ先生がこの論文を書いたのかということには関心があるのですが、先生も同じように悩んでいて、私が習った小川利夫先生とか宮原誠一先生の論文はよく読んでいらっしゃいました。ある意味では、岡村先生の主体性という論理には教育論がかなり入っているわけです。まだ私は先生の偉大さなんてよく分かっておりませんでした。ただ感覚的には、社会福祉の見方で消極的社会事業も納得できないし、積極的社会事業といったところで納得できないし、一体これは何なのか、というのが私の追い求めてきた課題になるわけです。そういう意味で学際研究は非常に難しい。

そのためには私の研究が、教育の分野でも通用しないといけないし、福祉の分野でも通用しないといけないというそれなりの論文を書いてきたつもりです。それは徒労だとは思いませんが、残念ながら自分が求めてきたこととは違うのです。確かに、学会でもそれなりの役職も与えられましたし、評価も与えられました。しかし私がやろうとしたこととは違うのではないかというようなことをずっと悩んできたわけです。

なぜそんなことを悩んできたのかですが、よく自然科学の研究者の評価は、20代のころにどういう研究テーマでやろうとするかで決まってしまうといひます。私もそろそろ研究生活も終わりますが、20代に疑問に思ってきたことを40数年もとめてきて、終わるのかなど。やはり20代にどういう研究テーマで研究しようとするのかは本当に大事だなといまさらながら思うわけです。大学院生にはぜひその辺は大事にして欲しいと思います。

ではなぜ地域福祉と社会教育になったのかです。私が学部の際に実習に行かせてもらった。長野県の下伊那地方において生活改良普及委員や保健師、公民館主事等とのチームアプローチを経験させていただきました。これは私にとっては本当に勉強になりました。今でも19歳の頃の実習の光景が思い浮かぶのですが、「おまえさん

はなにもよく分からないからとにかく問診をやれ、担当だ」と言われ、生年月日とか生活状況とか色々インタビューとして聞き出すわけです。その際に、「4年何月何日」って言われたのです。私はその人の顔を見て、「4年」って言うから、当然「大正4年」だと思って、大正の欄に○をつけた。そうしたらその人が烈火のごとく怒って、私は「昭和4年」生まれだと、言うのです。しかし私から見たら、どう見ても「大正4年」にしか見えないほど、生活に非常に疲れた顔をされているのですね。その情景は今でも忘れられません。そういう方々に公民館に集まって頂いて、生活上の課題は何かをインタビューするわけです。インタビューする一方で保健師さんが血圧やら、バイタルチェックをするわけですね。一通り終わったら、生活改良普及委員の方が、塩分の少ない、新しい料理の作り方を教えて、一緒に作るわけですね。それを皆で一緒に食べて、午後は公民館主事が農村の経済の問題とか農業問題を課題にして、話をしたり、懇談をしたりする。こういうプログラムで、一日過ぎるのをいくつかの地区でやるわけです。私はそれについて回っていたのですが、おもしろいことに、生活改良普及委員の方が、塩分の少ない料理を作ろうというわけですね。保健師さんが、「あんたは血圧が高いから、倒れるから絶対に塩分をとりすぎたらいけない」って言うわけです。ところが昼になると、みんな部屋の隅の方に風呂敷包みを取りにいくのです。包みをあけると、そこには野沢菜とかたくあんが山盛りに入っている。さっき血圧が高いでしょといわれたのに、本人達はそれを食べながら、作った料理を食べているのです。それが一ヶ所だけじゃなくて、どの地域に行っても、どこいっても同じような光景にぶつかるのです。これが生活習慣病の難しさだし、怖さだと思う。頭じゃわかっているけどやめられないわけですし、人間の認識を変えるのはいかに大変かということです。骨身にしみて体験させられました。

実に気楽に、地域の主体形成だとか、福祉教育とか、社会教育で言うところの主体形成っていうけれど、その主体が形成されるのは大変なことです。ある意味では岡村先生の批判になってしまいますが、先生は主体性といっているけど、どういう主体性をどういうふうにつくるかっていう方法論についてはほとんどふれていないのです。そういう点は、私は少し深めさせていただいたかなと思います。その困難さというのは大変なものだと私は思いました。こういう保健師や生活改良普及委員や公民館の主事と私のような福祉を学んでいる人間が、一緒にチームを組んで、一緒に地域を豊かにしていくことが、どれほど気の遠くなるような作業なのか、ということ

私は体験したということです。

それから二つ目には、1970年に心身障害者対策基本法が制定されました。心身障害者対策基本法は、1993年に障害者基本法になったわけです。私の勉強不足かもしれませんが、障害者福祉をやっている人で、心身障害者対策基本法の第25条について書いている人はほとんどいないと思います。全部が全部文献レビューしていないのでわかりませんが、書いている人がいたら教えて欲しいのですが、私は第25条を読んで本当に驚きました。というのは、社会教育法という法律があって、全ての国民の学習文化スポーツを保障することをうたっているわけです。すべての国民というのは、決して障害を持っている人を排除しているわけでもないし、高齢者を排除しているわけでもないし、実態的には確かに青年教育だとか、当時婦人教育と呼ばれていたものが中心でありましたが、決して高齢者や障害者を差別していたわけでもないのですが、実際問題として、障害者の文化スポーツレクリエーションのことは社会教育行政から抜け落ちていました。高齢者のことも抜け落ちていました。

私が心身障害者対策基本法の第25条を読んで驚いたのは、障害を有する人が文化スポーツレクリエーションができるように環境醸成しなさいと書いてあるのです。環境醸成するといってもバリアフリーにするだけならいいですよ。ところが、往々にして障害を持っている方々は文化スポーツレクリエーションをやりたくなくなるような意欲を持っていないから、意欲を喚起しなさいって書いてあるのです。環境醸成するだけじゃなくて、意欲を喚起しなさいと言っているのです。これは社会福祉を学んでいる人は、ストレングスモデルとかエンパワメントアプローチとか色んなことを言うのですが、そんな言葉は使わなかったって、心身障害者対策基本法の第25条で、文化スポーツレクリエーションをやりたくするように意欲を喚起しろと書いてあるのを読んで、私は本当に愕然としました。ショックでした。なぜ、こういうことが福祉でも教育でも意識されてこなかったのか。その頃私は、障害者の学習、文化、スポーツの問題は、教育と福祉の谷間の問題だと、教育行政と社会福祉行政の谷間の問題だとして、論文も書いていますし、実践もやってきました。それはある意味で、戦前の消極的社会事業と積極的社会事業との問題と結びつくのですが、風化行政というところにつながってくるわけです。風化行政というのは、井上友一が明治43年に『救済制度要義』という書物を書いています。井上友一という高級官僚は、1900年にフランスで行われた第三回の慈善会議に出て、帰ってきて、

日本に必要なのは風化行政だとかいう話をしたわけですね。それは資料にある2001年の福祉新聞にも出ているのであとで読んでください。なぜ井上がそういうことやったかっていうと、ヨーロッパ諸国で進めている、経済的継続的恤救制度は日本には馴染まない。それをやっていたら日本は追いつかない。ヨーロッパのような経済的継続的恤救制度ではない制度を作らないといけない。その時風化行政だということです。井上が言うには、救貧より防貧だ、防貧より教化だ、教化よりも風化だ、と。教化は何かというと、一生懸命働きなさいと。働かないで国の世話になろうなんていうのは、怠け者なのだ、だらしがないということになる。言われている方は、一寸の虫にも五分の魂があるわけですから、反発心がでてくる。反発心をあおるようなことになると、すぐそれは貧困問題とソーシャリズムとつながってしまう。それは非常に危険だから、貧困問題は社会の問題ではなく、個人の問題だという風に切り替えないとソーシャリズムとつながっちゃう。貧困問題を個人問題だと考えるようにしよう。それにはどうしたらいいのか。あんたが悪いといわないで、知らず知らずのうちに、自分自身で自分が悪いと思えるような風を吹かせればいい、それが風化行政なのです。その風に何を使ったかっていうと、二宮尊徳の報徳思想を使うということなのです。

中央報徳会というのが明治37年に作られますが、その機関誌『斯民』の創刊号になぜ我々は報徳思想に着目したかということを書いているのです。なぜ着目したかということ、井上がヨーロッパに行って帰ってきて、こういうことが必要だといわれて我々は勉強を始めたのだということなのです。報徳思想と言うのは、イソップ物語のアリとキリギリスみたいなものですから、一生懸命働きなさい、貯めなさい、ということです。分相応に生活しなさいという思想なのです。それを少し矮小化しているのです。報徳思想を国民の間に津々浦々までいきわたらせるわけですよ。これは大変なことですよ。ちょっと古い小学校に行ってみてください。二宮尊徳の像が必ずあります。それほど二宮尊徳が大事にされてきたんですね。戦前の国定教科書の中で、明治天皇の次に出てくるのが、二宮尊徳です。徹底的に二宮尊徳を教えるわけです。今で言うスライドをやって見せるわけです。そして教育でやるだけじゃなくて組織化するわけです。報徳思想を推進する、それは中央報徳会で全国通津浦浦市町村まで報徳会をつくっていくわけです。報徳会をつくると、だいたい世帯主が出てきますから、世帯主だけがいくら二宮尊徳の教えをやってもだめなので、報徳会に婦人部をつくるわけです。女性を組織化するわけです。

これが後の愛国婦人会です。青年部をつくります。これが後の大日本青年団です。青年を組織し、婦人を組織、それをヒエラルキー的に全国組織をつくっていくわけです。これは大変な組織力です。社会福祉関係者は実はそういうことの研究をほとんどやっていないのです。農業経済やっている人は、かなりそこは注目しています。だから地域福祉なんて考えるときはそういうところを見ているかいないかにならないところがあるのです。地域福祉研究が歴史が浅いせいも、そういう歴史研究やってくれる人が出てこないで、皆さんの中からやりたい人出てきたらいくらでも応援します。二宮尊徳の教えが日本の福祉に与えた影響なんてものはかなり重要な社会思想的に意味を持つのだと私は思っているのです。二宮尊徳の風に流されると、一生懸命働いて一生懸命貯めるわけですから、貯めることがすべてになっていくわけです。そうすると、貧困で政府にお世話になるのは一生懸命働いてない人間だというイソップ物語のアリとキリギリスになっていくわけです。結果的には働かない人間は非国民なわけです。障害を持っているゆえに働けない、働く意志はあっても働けない状況の人は非国民扱いになっていくわけです。そういうことを教えないで、イギリスの新救貧法はどうだとかを国家試験に出している日本の社会福祉教育のあり方を少し考えないといけないですね。

だから今でも、福祉サービス利用することに対する抵抗感というのは、農村地域に行けばいくほど非常に強いわけです。自分が人間ではない人間失格だという烙印を押されることに対することです。スティグマ研究と簡単にいいますが、日本のそういう風化行政の中で作られてきた文化がすごくあるわけです。そういうことがあるものですから、障害を持っている人が文化スポーツレクリエーションをやりたいなんてとても言えないわけでしょう？ やれる状況にもないわけでしょう？

私の母親もそうでしたけれど、「自分の頭の手を追えない人間がなぜ人様のお世話をするのだ、まず自分の頭の手を追え」という感覚ですよ。そうすると、障害を持っている人は、自分で頭の手を追えないから色々支援を受けて生活するわけでしょう。そういう人様のお世話になっている人間がスポーツ？レクリエーション？その当時は余暇の善用ですから、余っている暇（時間）もあつたら、明日の労働の糧に使えと、明日のことを考えて、余暇自体を否定しちゃうわけです。資料に権田保之助と書いていますが、日本の社会福祉研究でも権田の研究はほとんど進んでいません。彼は民衆娯楽の研究という書物を書いていまして、人間とはそもそも遊び人だったと言っているのです。我々の歴史観というのはいかに

間違っているかを指摘しています。縄文、弥生と発展してきて、生活上余裕ができれば、文化活動やレクリエーション活動を楽しむようになるという歴史観、文化観です。しかもそこに余暇の善用という発想になりますから、遊びそれ自体を楽しむとか、文化それ自体を楽しむっていう生活観はないのです。権田はホイジンガーの書いたホモ・ルーデンスより8年くらい早い1930年くらいのときに、民衆娯楽の研究って書物をかいているわけです。そこでホイジンガーが言ったことと同じように、そもそも人間とは遊び人だった。遊びというのは、生活が成り立った後に出来上がるものでは決してない、と。そういう意味では、アブラハム・マズローの欲求階層説をうのみにされたら非常に危険だ。マズローが問題にした、欲求の要因はそのまま認めますけれども、それが段階的に進むのかどうかということですね。これはマズローの研究の京都大学の名誉教授の先生も触れています。「生理的欲求が満たされた後に安全の欲求が出てきて、安全の欲求が出てきた後に・・・というものじゃないんじゃないですか」ということです。それを非常に矮小化して生理的欲求が満たされた後に安全の欲求です、そのあとに帰属欲求です、そのあとが自己表現欲求です、最後は自己実現ですか、そうなっていたら、障害を持った人や高齢者は自己実現欲求を持ちたいいけないということなのです。そういうことを権田はもう1930年代におかしいじゃないのといっているわけです。社会福祉の分野では、権田はイギリスのエンゲルスに匹敵する。エンゲルスはイギリスにおける労働者階級の状態という本を書いておりますが、権田はあれと同じように、月島調査というのをやっております、非常に丁寧に住宅の状況だとか生活の状況をずっと調査しているわけです。だからぜひイギリスにおける労働者階級の状態と月島調査などを比較していただきたい。数量的な調査というよりも社会踏査とよばれる克明な調査をしているわけです。一方で貧困というものをよくわかって、民衆娯楽の研究でそういう貧困問題が解決された後に出てくる文化的な欲求じゃないでしょ、ということです。私が、東大に行って社会教育を学ぶ中で、にわかを感じたのはそういうことなのです。

社会教育やっている時に、当時失業対策事業というのがあって、失対事業の人たちが労働組合作って、ずいぶんおつきあひさせてもらいました。貧困者自身が、自らの人生をどうやって切り開いていくのか、そのことに社会教育がどう貢献できるのかが私の関心事だったのです。だけど東大の研究室では全然そんなことに興味なくて、「おまえ何そんなことやっているのだ」という話

でした。どこか違和感がある教育、「実際生活貧困者の問題が抜け落ちて、ある一定の階層以下を切り落とした上での社会教育ですか」と、私には納得できなかった。ですから権田はよくわかりました。けれど社会福祉研究ではその面での権田はほとんど取り上げられていません。

そういうときに、同じようなことを大事にしようと思ったのが、小河滋次郎でございました。小河は井上に真っ向から反対だったのです。物質的な援助は国がやるべきだ、そして精神的な援助こそ民間がやるべきだというのが小河の考え方です。井上は、物質的な援助は国がやらない。教育、風化行政は国がやる。ということで二人は180度違うのです。そのような小河は大阪で1918年に方面委員をはじめのわけですが、小河の研究をやっている人もいないわけです。ぜひやってください。私は、岡村先生の後を継いだ柴田善守先生の小河研究は非常に高く評価してまして、もっと多く柴田先生の研究をすべきだと考えている一人です。その小河は救済の精神は精神の救済だと言っているわけです。人を救うということは、その人が自分自身の人生を切り開くっていう気持ちを持たなくちゃいけないって言っているのです。こういうことはイギリスのウィリアム・ゴドウィンだとか、エリザベス・フライだとか、そういった人たちの文献をかなり引用しながら言っているし、小河と同じような人、医学教育における富士川遊とか、あるいは友枝高彦とか、そういう人は教育権と生存権、あの戦前の厳しい中で、教育権と生存権という論文を書いているのです。そういう論文に出会ってはじめて私は学際研究をやろうとしたのは間違いではないと実感したわけです。

話は戻りますが、権田とか小河とか、風化行政とか、そういう歴史の流れで作られてきた社会福祉の思想、風土の中で、私は1970年の心身障害者対策基本法が、障害を有する人が、文化スポーツレクリエーションをやりたくなるように意欲を喚起しようとする規定、これはすごい規定だなと思ったわけです。だけど、当時見渡してみると、障害者福祉行政の分野では、スポーツ大会を年に一度くらい。パラリンピックもある意味では、チャンピオンシップスポーツでしょ。日常障害を持っている人たちは本当にやっています？

そんなことを思い浮かべながら、私は東京でささやかに、障害を持っている方々、特に障害青年の学習文化スポーツの機会を保障したいということで、障害者の青年学級というのをやったのです。そういう考え方に呼応してくれたのは西宮市の社会教育主事の人たちで、ずいぶん障害者の社会教育をやってくれました。だけどいくら

そういう実践をし、論文を書いても社会福祉関係者は全然関心をもってくれませんでした。障害福祉をやっている人たちの研究から、何で学習文化スポーツのことはぬけちゃうのか。障害児教育になると話が別になる。どうして卒業後そういうことを考えないのか。そういうときに私は、今回の社会福祉士の国家試験に出ましたけれども、磯村英一先生の「第三の空間」というのが重要だと思いました。障害をもっている人たちは「第三の空間」がないわけですよ。養護学校か家庭か、作業所か家庭かなんですよ。「第三の空間」をもつことがないのですよ。今居場所だとか何とか言っていますけれども、「第三の空間」はすごく大事だと私は思っていて、私は、みんな金を出し合ってビルの1フロアを借りて、パレットという名称の溜まり場をつくったわけです。それもまた、話せば長いものになってしまいますけど、ビルの1フロア借りるのに我々カンパしてやるのだけれど、借りに行くと、本当に塩をまかれるんですよ、障害を持った人が使うってだけで。なんで塩を撒かれなくちゃいけないのかっていうのが、1970年のことですよ。

レスパイトケアっていう発想はすごく危険だって言うのは、親は自分の産んだ子が障害を持って生まれてきたために一生懸命保護しなくちゃいけないっていうのだけれど、悪い意味での母子密着になっていくのです。伸びる能力も伸びなくなってしまうのです。だから第三の空間がいかに大事かということはずごく実感するのです。その頃中心だったのは小規模作業所作りですが、第三の空間って発想はあまりなかったと私は思いますね。このようなことをずっとやってまいりました。

いずれにせよ私は何か理論研究をきちんとしてそこから仮説を立てていくというよりも、目の前にある問題を、なんでそうなっちゃったんだろうか、なぜそういうふうにならないだろうかという素朴な疑問から実践的な研究をやっていく必要があるんじゃないかと思っていました。いつも崇高な理論研究はできないけれども実践的な研究はできるということでやってきたわけです。

三つ目の問題は、70年代、私は共働きで核家族でして、子どもが生まれるわけですが、保育サービス、子育てサービスが全くないことでした。核家族で都市化した状態で共働きしていると、地域の中で話ができる人が誰もいないわけです。そのころの私の近くの質屋さんの宣伝文句は、「遠くの親類より近くの質屋」。私はそれをもじって、「遠くの親類より近くの在宅サービス」。なんで子育てのサービスがないのかさっぱりわからないのです。今児童福祉をやっている人も、保育所のことをいって

いるわけです。点と点を結ぶサービスのことを言っているんです。ところが核家族で共働きですと、親や子どもが病気したときに、誰が保育を代替してくれるのか。出張を命ぜられたときには、乳児院や児童養護施設はなぜ子どもを預かってくれないのか、ショートステイで。そういう機能何もないですよ。高齢者が寝たきりになるとみんなショートステイってこう言うし、いまや障害持っている人もショートステイって言うのに、なんで子育てのショートステイって考えたことあります？共働きでやっている人にとっては本当にショートステイ欲しかったですし、食事サービスがほしかったです。そのような素朴な生活から照らし合わせたときに、それに応えるサービスや研究は何もないじゃないかということじゃないですか。その頃、江口英一先生が宮崎義雄先生と一緒に書いた福祉国家論という書物の中で、新しい貧困の問題を取り上げておまして、「いまや住民の25%はちょっとした事故ですぐに生活保護世帯に転落する可能性をもっている。その転落を防ぐには地域の共同利用施設をいっぱい作っていくしかない」という考え方を示しているのです。だから国レベルでの社会サービスだけではなくて、地方自治体レベルの社会サービスというのをどう作っていくかということです。

もともと社会教育は地方分権化が進んでいるのですね。そう考えてみると、なんで社会福祉は地方分権にならないのか。例えば児童福祉法の中に市町村に児童福祉審議会を置くことができるじゃないか。「できる規定」を使ってないじゃないか。使えばいろいろできるだろう。あるいは市町村の社会福祉施設の配置計画はどこにも書いていない。当時、児童自立支援施設(教護院)だけは施設配置基準に都道府県最低一箇所作らないといけないと書いてあるのですが、それ以外は規定がないのです。それでは施設とは一体何だろうか。我々にとって見れば、自分が出張のときに子どもを乳児院に預かってもらいたい。例えば私は妻が入院しているときに上の子を抱えながら仕事をしていたわけですが、そのときに出張命令を受けて、子どもをどうする、というときに、なんで乳児院や児童養護施設では預かってくれないのだろう。じゃあ私は子どもを連れて出張に行くのか、と本当にそういうことを悩むわけです。社会福祉とか難しいことを言わなくても、実体験としてなんでこういうサービスがないのだろうか。だぶん、同じ人がいるはずだと。私はたまたま社会教育委員のルートを通じて地域の人に甘えてやっとやりくりして今日までできましたけど、それがなかったら、家族がつぶれているかもしれないです。本当にそのとき、なぜショートステイがないのだろうか、

トワイライトステイがないのだろうか、食事サービスないのだろうかと思いました。でも児童福祉やっている人はみんな「保育所、保育所」というのです。違う。子育ては違う。私は幼稚園の副園長も5年間非常勤でやってきましたけど、子育てというのは、幼稚園や保育所のなかの問題だけじゃ絶対無いのです。市町村に児童福祉行政をきちんとつくっていくしかないのです。それ以来、地域において、共同利用施設、地方自治体レベルの社会サービスをどうつくるかっていうのはすごく大きい。それは実際変えていかなくちゃいけない。それは自治体を変えることなのです。当時の人たちはみんな日本資本主義が悪いとか何とかいう。私は資本主義が悪いかもしれないけど、自治体レベルで色々できるじゃないの、なんでそれを改善しないのかという話をしたわけです。ですからそのころ、コミュニティ形成と社会福祉との関係が大きな論点でした。コミュニティということに対し、私は権限なき自治体なんておかしいじゃないか、住民がきっちり参加し、発言でき、自治体をつくっていく主体がなかったらおかしいって、自治論を説いたわけです。右田紀久恵先生が、自治型地域福祉論とおっしゃっています。言葉は自治型なんていわないけど、私どもは1970年代からそういうことをやってきたわけです。そういうことを考えると、地方自治の持つ意味とか、共同利用施設の組織化とかすごく大事じゃないか。共同利用施設の中には、当時私が住んでいたところは、上水道・下水道もなかったのです。井戸水が濁るのです。それで都市計画税を払わないといけない。都市計画税を払っていないので上水道もないのだということをやりながら、共同利用施設ってなんだろうか、ということ考えたわけです。

四つ目は、そのころ憲法25条だけを言う人はいっぱいいました。私も、朝日訴訟の学生守る会の事務局をやっていたから、そういう意味では、朝日茂さんの人間裁判のもつ意味は非常によく分かっているつもりです。私はそのことを通しながら、「憲法25条だけ言っているのではだめだ。憲法13条だ」と言いました。1960年代の末に言い始めました。そのときに小川政亮先生という社会福祉の先生にすごく怒られましたけど、朝日訴訟対策委員会の事務局長をやって、後に日本福祉大学の教授やられている長宏先生は私の言うとおりでと言ってくれました。私はそれ以来、憲法13条とっています。今こそ、厚生労働省関係者も憲法13条とっていますが、憲法13条の持つ意味は、まさにQOLですよ。なんととっても幸福を追求する権利があるじゃないか。ではなぜ、憲法13条が必要なのか。私は、それはフランスの近代市民革

命のなかにあると思います。自由と平等を封建社会に対置していくためには、博愛という概念を入れないと実はいまうまくいかない。最近、廣澤孝之という松山大学の教授が、『フランス「福祉国家」体制の形成』という本を書きましたが、従来の福祉国家論とは違う福祉国家論というものからフランスは成り立っているのです。それは社会連帯と博愛だと言っているのです。福祉国家という国家介入を非常に強く出しますけれど、フランスは違うという。できるだけ国家介入を排除する体制を考えているといます。だから福祉国家というのに「」をつけて使っています。イギリスのベヴェリッジの福祉国家とは違うそういう福祉国家論だと。それはフランスの近代市民社会が成立したときの博愛というところに意味があると言っているのです。だけど博愛思想の研究やっている人も、東大の名誉教授の中西洋先生とか何人かしかいないわけです。社会福祉研究でもほとんどされていません。本当に我々の社会福祉研究というのはある意味では不十分なところたくさんあると思うわけです。生きとし生ける人間が、みんな幸福を追求する権利がある。そのことを前提として自由と平等ということを書いていくわけですが、生まれながらにして労働する力を持っていない人もいる、コミュニケーション手段を持ってない人もいる、そういう人たちの幸福追求権は誰が担うのか、という命題ですね。これもかなり大きい問題です。そこで、フランスの市民革命では、公の救済は社会の神聖な責務の一つである、と言っているのです。つまり自分の自由と平等を要求すればするほど、そのためには博愛ってことをやらなくちゃいけない、見ず知らずの人のために、この世に生きとし生ける者で自ら労働し、自ら自分の自由平等を行使できない人のその幸福を追求する権利を分担していかなくちゃいけないのだという考え方が、フランスの市民革命以降でてくるわけです。その博愛ということをやっていくためには実は理性がすごく大事だというわけです。契約能力だということです。フランス市民革命は、コンドルセとカルペルシェとか、公の教育は大人の教育なんですね。子どもだけにやるんじゃないんですよ。まずは大人が社会契約する力を身につけなければそれは博愛を具現化できない。それができなければ自由と平等もだめになっちゃうんですよ。今で言う「勝ち組」「負け組」なんていうあんな論議をされたら困るわけです。自分が勝ち組でやろうとすればするほど、実は博愛ということを考えないといけないでしょ？それはすぐれて理性なのです。ですから私でも、コンドルセの『公教育の原理』とか、『革命協議会に向けた教育計画案』とかずいぶん読ましてもらいましたが、学ぶということ

の重要性ってものをすごく大事にしているのです。そういうことを考えると、岡村重夫先生がやっぱり教育に着目したことが非常によく分かるし、私が福祉と教育っていったこともある意味ではつながってくるのですね。

最後は、たまたま私が1970年から4年間女子栄養大学に勤めたことがありました。社会福祉施設の盛りきりの食事ってというのは、あれを平気で受け止める我々の感あってなんだろうかっていうことで、毎年、学生に社会福祉施設に実習に行きなさい、二泊三日で施設に住み込んで食事を分析してくる、それが私の試験の課題です、ということがございました。1970年ごろでした。いかに日本の社会福祉施設の食事がひどかったか。そういうレポートを書いてもらった数年後に出雲市の長浜和光園で高齢者のバイキング方式の食事があってもいいじゃないかと錦織さんなどが実践してくれたし、あるいは東京の目黒の児童養護施設で田口さんという栄養士が、食事の持つ意味をすごく大事にしてくれました。食事って言うのは、単に栄養学的に食べるということではないと私はその中でずいぶん教えられました。食事をとる喜び、そこにおける文化ということでございます。

石川県の輪島の病院が、残飯が増えてしようがなかったそうです。病院は集団給食ですから、いわゆるアルマイト系の食器で行っていたのです。ところが入院患者はほとんど輪島市民で、日常生活はほとんど輪島漆器だったわけです。器も含めて、食べる喜びをもてたわけですが、病院の食事は実に無味乾燥で、みんな食べる気がしない。残飯も多い。そこで、輪島中央病院は6000万円くらいお金をかけて、それを改善し、漆器に変えていったら残飯がなくなっていく。私が知っている管理栄養士が、水餃子を、アルマイト系のお皿に載せて出したら、それはほとんど残飯になっちゃう。法人と相談して、ミニ蒸籠を買ってもらった。それに同じ水餃子を載せたら、残飯がほとんどゼロになった。日本の文化ってというのは食べる文化ですが、見て、器を楽しむ文化でもあるわけです。私は女子栄養大学でずいぶん教えてもらいました。栄養素がどうだということじゃないことを学びました。そういう視点で、その当時の社会福祉施設の食事を見ると、「これは一体なんだ」と感じるわけです。時代があったかもしれませんが、もっと我々は考え方が貧困だったのではないかと。こんなことが、私が1970年代に苦しみながら、地域福祉と社会教育との関係でなにか従来の学問領域で飽き足らないところがあり、もっと他に研究方法があるんじゃないかと模索していた時代です。となると、既存の学問枠組みの中だけで安住していると、新し

い時代状況見えてこないんじゃないか、そんなことを悩んできた40年ということになるわけです。

2. 生活を科学する

そこで大きな2番目の問題は、「生活を科学する」というのは、そういう意味では、従来の学問領域を前提にしたアプローチでは生活を科学できないのではないかと、生活のある部分を科学することはできたとしても、生活そのものを科学するとはなんだろうかというわけです。そのときに最初に思い出したのは、ルソーが「エミール」という書物の中で、呼吸することを保障することと、生きることを保障することは違うといっていることです。皆さん考えたことがありますか。実はそれは科学論となるわけです。私が日本学術会議の会員のときに、新しい学術の体系という報告書を平成15年に出しました。その中で、我々は、自然科学は、認識と実践という、人間の一般的な活動の原型から、認識を切り離し、純然たる知的関心に基づいて、もっぱら関心の対象に関する認識を深める活動を中心に展開した。認識と実践という、物事をどう分析するかということところだけを切り取って静態的に分析するというわけです。従来の自然科学の分野であたかもそれが科学であるというふうに思い込まされてきた分析方法なり研究方法で、生活を科学できるのだろうか、ということをお我々はもっと真剣に考えないといけないのではないだろうか。

生活している人は日々刻々と変化をしている。援助をするほうも、刻々と変化をしている。ましてや社会福祉のように、その生きている人間と支援者との間の相互関係に介入するなんていうのは、三重の意味で難しい。皆さんの中には、数量的な統計をとったら、科学であるかのように錯覚している人がいっぱいいるんじゃないですか。アメリカのミシガン大学もそうでしょ、みんな数量的分析を行っていて、統計法の研究なのか、なんだかよくわからないって論文がありはしません？社会事業大学でも学位を出すときに、これは社会福祉の論文なのか統計学の論文なのかどっちなのかって大論争をやったことがあるのです。「素材は社会福祉かも知れんけど、やっている内容は統計学の手法を使っているだけではないのか」「統計学の新しい研究法を開発したわけでもないだろう」ということがありました。結構関西でもありますよ、伝統的な大学の中でも。事象を分析するときに、統計学的に分析して、それがないと科学的じゃないという風になっている。「それは統計学なり社会学なりの調査方法を引用して、社会福祉の分野を分析しただけなんですよ。そのことによって何が明らかになったんですか」

という論争を、社会事業大学ではしていました。それはまさに科学論なのです。

自然科学は、まさに認識と実践の両方があったところを、実践を全部切り離して、認識のところを静態にとらえていくわけです。我々の中には、 $1 + 1 = 2$ という風にきちんと結論が出てくるのが科学的であるように錯覚しています。ところが物理学の分野でも、今は「ゆらぎ」の世界なんです。「ゆらぎ」ということが大事になってくるのです。医学の世界でも「ゆらぎ」ということの重要性があるわけです。分析をして静態的にずっと整理できたから、それが科学だっていうのは違うんじゃないのかっていうのは、自然科学の分野からでも出始めているのです。

ところが社会福祉学の方は、どうも遅れているものだし分析する因子も多いものだから、自分自身が自信持たなくて、数量的に調査するような感じであるかのように錯覚してないだろうか。よく考えてみたら、医療の世界だって、医師は昔「見立て」やっていたわけです。「舌を出してごらん」とか、目をひっくり返してみたりとか、見当をつけた。「見立て」というのはあれ見当でしょ。だんだんそのうちに分析する器具が発達してきて、聴診器ができ、レントゲンができ、MRIができとかってこういう風になってくるわけです。そう考えれば、医学は人間の生活の中の身体の病変に着目をして切り取っていくわけです。しかもそれを30数診療科目に分かれてずっと細胞のレベルまで診断していく。だけどその相互関係はわからないわけですよ。だから気をつけないと、現象的に現れた部分と、原発の部分との関連性はどうなっているかなどは、現象は非常に強く出てきていても、原発の方がわからなければ、原発は残したままで治療になってないかもしれないってあるかもしれないですね。それだって「最後は、ストレスの問題だ。スイッチがオンに入ったかオフに入ったかっていうのは、それはもうストレスの問題かもしれない」といったことを、生理学の人たちとかそんな人が言い始めるわけです。イメージ力が働くかどうかというのは、いろいろな操作の中から、あるスイッチがオンに働いたかオフに働いたかみたいなそういうものの積み重ねだっというこうい話になっていくわけです。ヒトゲノムの世界でやるわけじゃないですか。これはもう、そう簡単に明らかにならないことがありますよ。医療の世界で今は総合内科ということを考えていけない時期にきている。つまり「臓器を見て病気を見ない、ましてや人を見ない」って話になってきているわけです。

それなら、社会福祉は人を見ているし、生活を見て

いるわけだから、そう簡単に細かく因子分解をして、この因子がこうなったらこうなるなんてヒトゲノムと同じようなことを簡単にはいかないっていうぐらいの居直りの気持ちが必要なんじゃないですか。居直ったのでは科学としては進歩しないからどうするかといえば、それは科学論に問題があるんじゃないかということになるんです。

それで学術会議は、どうみても従来の認識・分析ということを中心とした科学論では解決できないものがいっぱいできてきているんじゃないかというふうに考えたわけですね。それをやっていくためには、「実践科学というのは必要だ」「設計科学というのは必要だ」というわけなんです。その人の人生をどう設計していくか。工学なんかもそうです。あれは実学だとかいわれてきたけど、いやそうじゃないんで、実学であるといわれてきた工学こそがある意味では設計科学の最たるものかもしれない、こういう風な話を我々は日本学術会議でしたわけですね。

私は、社会福祉は設計科学の最たるものだと思っているのです。こういう風に言ってですね、設計目標を持つ設計科学は、認識論的価値に加えて、認識科学と異なり、なんらかの実践論的価値が重要なのに、自覚的、無自覚的にコミットしてきた。しかも、認識論評を目的とする認識科学は、この実践論的価値へのコミットを意図的に排除ないし禁欲してきた。これ、結構あるんですよ。この、意識的に実践論的価値を排除している、それを入れると「それは科学的じゃない」っていう風に、私はざーっと言われ続けてきています。

だけど社会福祉というのはその生活者の、「生きる意欲」を引き出して、それを伸ばして、新しい人生を開拓してくわけじゃないですか。どうみたって実践的価値の問題がありますよ。よく社会福祉のソーシャルワークの分野で、社会福祉の価値、あるいはソーシャルワークの価値という場合の「価値」とは何を言っているのかということになります。私の恩師の小川利夫先生は、よく、「あんたは、真面目の不真面目だ」と言うのです。「あんたに見られるような人は社会福祉やっている人に多くみられる。一見、真面目風だ」と。「だけど不真面目だ」って言うんですよ。最初はなんともよくわからなくて。繰り返し、繰り返し酒飲んじゃあ「お前は真面目だけど不真面目だよなあ」ってこう言うんですよ。「そんなに自分是不真面目なんだろうか」と悩みました。同じようなことで言うと、「蟹は、甲羅に似せた穴を掘る」と。蟹は「大きく掘るとけば穴に入りやすいからいいだろう」という風に穴は掘らない。そうやったら敵も、穴に入り

やすくなるわけですから。

社会福祉という援助関係を持つ人が、「その人が、どういう人生を送りたいのか」を考え、支援していくときに、援助者の方の生活観や人間観が貧困だったら、援助のあり方はすごく貧困でありますよね。あれはアブラハム・マズローの「生理的欲求」が満たされなければ、自己実現は出てこない、まず、「生理的欲求が大事だ。呼吸することが大事だ」ってそればかり言っていたら、障害を持っている人やねたきりの高齢者の生きる喜びなんて目がいかないわけでしょ？ 食事文化の中で、「器に金かける？ そんな無駄なことしなさんな」って話になるわけなんですよ。

私は花が好きなのですが、ここに花があったら雰囲気全然違いますよね。生活環境を分析するときに花があるかないかというのがあるんですよ。私が1975年に、栃木県の足利へ調査に行ったことがありました。たぶん日本で最初の社会福祉の市民意識調査を大々的にやって、それに基づいた計画を作ったものだと思います。京極先生とか佐藤久夫先生らを一緒に巻き込んでやったのです。そのとき私は、あるインテリアデザイナーのところへインタビューに行きました。そこで、「あなたたちがやっている社会福祉施設は、夏とか冬とかカーテンを変えるのかね？」とか、「その色は、誰がどういう風に考えてやっているのかね？」とか、「色の感覚、ちゃんとわかってない？」「いろんな備品はどういう風に使われている？」「人間の行動はどうなっているかちゃんとわかってんの？」とか色々質問されたのですが、全然そんなこと考えてもいなかった。インテリアデザイナーに、「あんたが生活うんぬんって言うのだったら、施設だってそういうこと考えなくちゃならないじゃない。じゃああなただって社会福祉を教え、研究しているが、そういう生活環境を変えるようなデザイン関係なんてあるの？」「わかりやすく言えば花はある？」って言われた。それ以来、「花か〜」って。私も施設いくたびに「花があるか、ないかな」と言うのです。

秋田県のある知的障害者の施設に行ったら、「私たちの方では『花いっぱい運動』やっています」「庭にも花いっぱいあって、自分の施設だけじゃなくて、JRの駅の花壇を作っています」と言うのです。ところが食堂へ行ってみて、お便所に行ってみて、もう愕然としました。お便所にあるのは、造花。食卓にあるのも造花。それで「花いっぱい運動やっています」という感覚がよくわからないという風なことを考えさせられる機会がありました。

私は、その「生きる喜び」というのをどう我々は考えるのだろうか。本人の生き方が狭かったら、援助する人

たちに対する援助の仕方の「生きる喜び」を提供できてないじゃないか。まさに、「皆さんの甲羅は、大きいんですか？ 小さいんですか？」ということをよく私は学生に言うのです。「帝国ホテルでフランス料理のフルコースを食べられなくちゃいけないし、釜が崎や山谷に行くと、焼酎をグイ飲みできないと社会福祉はできないかもしれないよ？」「それぐらい幅の広さを意識して考えないと」って。恩師には「お前、そういうことを考えないだろう」「ただお世話お世話って、お世話お世話ってそればかり考えているじゃないか。そのお世話の中身って全く貧困じゃないか」としょっちゅう怒られていました。やっとその意味が最近わかってきまして、皆さんに伝えているわけです。

そういう意味では、我々の科学というのは、認識科学を否定するのではないのだけれども、認識科学+設計科学。設計科学というのは実践論的価値というのが入ってくるということを考えないと難題ですよ。実践論的価値があるのを、認識科学の分野の人は、みんな排除したわけですね。「そりゃ非科学的だ」ということで。「そりゃ職人芸じゃないか」とか「あんたの思いつきで恣意的じゃないか」とかってこう言ってきて、みんな自信なくしてきているわけですよ。

ところが、最先端にいった医学や物理学の世界が、「ゆらぎ」とか、そういうこと言い始めているわけですよ。となると我々にはもっと、その「ゆらぎ」、「幅の持ち方」、「生きる喜び」みたいなのがあってもいいじゃないですか。結果的にストレスなどの問題も、その人の治癒力、自然治癒力みたいなのがあって、結局「生きる喜び」の問題でしょ？

わかりやすく言えば、パワリハやって、ほんとに介護予防になります？ 昨日も夜、その話になったのですが、「生きる喜びやって社会参加したほうがよっぽどいいのではないですか？」「少々筋力が必要なものであったら、握り棒を作って、『握り棒体操』やって、家でちょっとスクワットか何かやればいいじゃないですか。ストレッチと。それでいいじゃないですか」と言いました。それを、「パワーリハビリテーションのトレーニングマシンがある所に行ってやらないとだめだ」といっても、リハビリする人は限られているし、そこに行くとする人自体がもう少ないです。そういうようなことを考えていると、もっと我々は「生きる喜び」のルソーが「エミール」で言ったように、『生きること』と『呼吸すること』どっちを我々考えるのか？ 生きることを至上するならば、実践的、実践論的価値というものを入れた設計科学を考えざるを得ないじゃないですか。

社会福祉というのは、医療の世界の「診断」と「治療」と同じように、アセスメントという分析科学、そして、ケア方針し、援助するという設計科学なんです。つまり、分析認識科学と、設計科学・実践科学の両方があるのが社会福祉の特徴なわけですよ。そのことを学術会議は、その『社会のための学術と文理の融合』という報告書の中で、その文化系と理系、文系と理系の融合というのが新しい学術体系で、それをやるために俯瞰型研究が必要になる。学際ではない。各々の学問領域を固定しておいて、モザイク的に繋ぐんじゃなくて、もう各々の学問体系の中には、認識科学と設計科学の部分があるじゃないかってことをもっと大事にした上で、その設計科学の部分での統合問題、認識科学の分野での統合の問題というのを考えていく必要があるんじゃないか、という問題提起をしているわけですね。そう考えていきますと、その大阪市大など、その研究方法というものをどう考えるか、ということを含めて、色んな見出しが必要なのではないでしょうか。

2つ目にその「生活を科学する」というときの問題です。私は社会教育法の第3条で言っている「実際生活に即する文化的教養を高める」ということの意味を非常に大事にしているのです。ある意味ではそれは、先ほど言った設計科学の実践論的価値を入れているのかもしれませんが、日常生活を豊かにしていく、日常生活の判断力、認識力を高めていく。日常を通して社会を変えていく力を豊かにしていく。そういうことを考えていかざるを得ないことではないか、ということなんです。その実際生活は何か、というのはかなり大きい問題ではないか、ということなんです。

このあたりが、実験室に閉じこもっている。その再現可能な方法が、「科学だ」と、こういう風に思われているのです。ところが実際生活とは、ある意味では再現可能じゃないかもしれないのです。先ほどの認識科学と設計科学の関係と同じです。

今「東大である論文が捏造じゃないか」と言われている。「同じことを再現できるか？再現できればそれは科学的だ」というのは、認識科学のひとつの手法ですよ。設計科学というのは再現が可能な場合もあれば可能でない場合もあるわけですよ。再現できないようならダメだということではないはずだ、ということなんです。そうすると実験室の中だけのその再現可能な研究方法が「科学だ」という風に考えることになるわけですよ。我々が求めているのは実際生活上のその問題を整理し、それを改善していく方法は何かということを考えていくことが大事じ

ゃないかと。私は、この社会教育法でいう「実際生活に即する文化的教養を高める」ということが、最も重要な学問であり、科学だ、と考えたいと思っているのです。

もう時間もありませんが、みなさんのお手元にユネスコのものを用いてみました。後で読んでいただければいいのですが、先ほどの権田保之助、アブラハム・マズローとの関係で出てくるものです。これは1985年にユネスコで宣言されたものですが、「学習権は読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利である」「学習権は未来の為にしておく文化的ぜいたく品ではない。それは生き残るという問題が解決されてから生ずる権利ではない。それは基礎的な欲求が満たされた後に行使されるようなものではない。学習権は人間の生存にとって不可欠な手段である」。学習権というのは、その文化的贅沢品じゃない、と言っているわけです。

我々が「科学しようとする」ということ、ましてや「生活に関する科学」ということは、その生活を向上させる、実際生活を向上させるための科学なのだと。その、先ほどの設計科学の研究手法上の視点だけじゃなくて、なぜ我々はそもそも学問をやるのか、というときに、「日常の、やっぱり社会・日常の生活を改善したい」ということではないといけないのではないだろうか。

よく私は自分の研究仲間に、「あなたのは、ジレットアンティズムの研究だね。自己満足もいいところじゃないのかね。もっと、その社会生活の関わりというのを考えないの？」と言います。今までの大学の研究は、ジレットアンティズムの研究で、よかったのですね。このあんまり実際生活、全てを実際生活だというと、これまたおかしくなっちゃうのですが、「造詣を深めるために、何かジレットアンティズム的に研究をしています」というのもおかしい。

そのゆれ戻しが、費用対効果だとか、競争的資金の配分とか、なにかわからないことになっています。それにまた振り回されてみんなワイワイガヤガヤやってるわけですよ。大阪市大もたぶんそうなんだろうと思います。少し余裕を持たなくちゃいけないところもあります。だけどやっぱり、なぜそれだけ大学の研究などが批判されたかといえば、みんなジレットアンティズムなんです。自己満足、物好きで研究をやっていないでしょうか。

設計科学としての実践論的価値ってことの持つ意味をもっと考えてみる。「生活を科学する」というのはまさにその生活している人が「生きていてよかった」ということに繋がるような科学だとすれば、私が先に述べた実

実践的科学的、価値というものを元にした設計科学というものが必要なんじゃないか、ということになります。

3. ケアマネジメントを手段としたソーシャルワークの展開

大きな3つ目の問題としてはケアマネジメントにおけるICFの視点ということを言いたいと思います。「生活を科学する」ということは、生活上どういう問題があるのかってことを分析し、そしてその改善点を明らかにし、その改善の方向を示していくということを科学化することなのだろう。とすると、その共通言語になるのは、ICFではないか、ということになります。ICFというのは、障害者福祉分野だけに使われているように思われているかもしれませんが、これからの生活科学という場合には、このICFというのは非常に重要な共通言語になるのではないだろうか。

1980年のICIDHが2001年にWHOでICFになったわけです。1980年のICIDHは、その身体的な機能に障害があるかないかを基にして、その身体的な機能障害が能力不全を呼び起こし、能力不全が社会生活の不利を引き起こすという、impairment—disability—handicapの関係を明らかにしたわけです。ですから、まず身体的に障害があるかないかということを見る、その意味では限りなく医学モデルになりがちで、なりやすい要素を含んでいるのだろうと私は思っているのですね。

ところが2001年のWHOのICFは、ある意味ではもうそれ(1980年のICIDH)とは全然違う発想をするわけです。「生活機能上どういう障害があるか」、「生活上の機能障害を見る」ということです。そうすると生活を科学するということ、この生活上の機能障害はどこにあるのかということを見る、その高度分析の枠組みが書いてあるわけですから、まさに市大の生活科学の共通言語になっていかなければいけないのではないだろうか、と私は思うのです。

私も厚生労働省のICFの日本語版に訳するときの作業グループで、参加と活動分野を担当いたしました。その身体的な機能障害というところに着目するのではなくて、活動とか、参加とか、環境因子とか個人意思とかっていうところに着目している。これはすごく私はわかりやすいし、大事なことだと思うのです。

ある意味でimpairmentに着目するというのは、一種の認識科学なのです。ところが、ICFの方の視点というのは設計科学に繋がるんですね。つまり、その人が生活上…「できてない」ということは、環境に問題があるのか、個人意思に問題があるのかってことを明らかにして

おくということになるわけです。そして、それを改善していこう、ということになるわけですね。この活動と参加、つまり「その人が持っている能力は何かをできるだけ丁寧に探しましょう」と。従来はできないという身体的機能障害があるというできないところの否定的な側面に着目したのがICIDHで、それに比べて、ICFは「できるところを探す」と意味では、肯定的なアプローチをしようというものです。その肯定的なアプローチする活動というのは、activityというのがどれだけ生かされて社会的な役割を担っているかどうか、参加をしているかということ明らかにしていこう、それが参加ということになるわけですね。もし参加がうまくいってないとなればそれは、個人意思に問題があるか環境因子に問題があるのかということ明らかにしていこうということなのだろうと思います。

そう考えていきますと、正直なところ居住学科を持っている、この市大の院生や先生方の持っているそのアセスメントの視点というのはすごく重要になってまいりますし、個人意思の問題でくるならば、心理的・心理学的になぜそういう個人意思になっているのかということ、その心理学的に分析するアプローチがすごく重要になってくるわけです。あるいは、システム上に問題があって参加できてないのか、活動が生かされてないのか、とすればそのシステムをどう開発するかっていうことも出てくるわけですし、その意味では、その「生活を科学する」というのは文字通りICFが大変重要になるのではないだろうか、こんなことを考えるわけです。

ICFというどうしても障害者分野で、あるいは医学分野で使われていますが、私はこれからの生活科学の中心は、ICFだろうと思いますし、ソーシャルワークの人はICFの視点を元にしなければ、これからのソーシャルワークはやっていかれないのではないかと、思っております。日常の、今社会福祉が求めている地域での自立生活を支援するといった場合に、その施設や病院のように、その限定された自己完結的な空間の中での非日常的な生活をしているのとは違うわけです。病院の施設は、ある意味で非日常的な生活をしているわけですし、それは限定された空間の中で生きているわけです。しかも、単身で生きている、単身でそこに住んでいるわけですよ。ところが地域での自立生活ということになると、単身で住んでいる人もいるかもしれないけど、多くは家族と同居しているかもしれないし、近隣関係を持ちながら生活しているし、生きている生活環境は山里あるところに住んでいるか、雪の降るところに住んでいるか、ということもありますし、どういう住宅環境で生きているか、近

隣関係はどうなるかってことを全部それらを見ていかななくちゃいけない、ということになります。そうすると、従来の対個人の中の構造的な面接みたいなことを想定したようなソーシャルワーク援助だけではことが済まないわけなのです。もっとエコロジカルな、その多角的な分析ってものをしないと実は設計科学ってものはできないじゃないですか、ということになります。いくら社会福祉が全体性というものを持ってといったって、どうしても濃淡があるわけです。我々は身体的な病変等には、ある意味では素人に近いわけですし、居住空間的な生活環境論でいけばこれだって我々ソーシャルワークを勉強してきた人は素人に近いわけですし、身体的な構造ということにしても、そうだろうと思うのですね。

そうだとすると限られた空間の中ではあまり意識されなかったけれども、地域で自立生活するとなると、そういう多様なアセスメントの視点と枠組みを持っている人たちがチームを組まない限り援助できないということになるわけです。だからイギリスなどでは、医療と看護と社会福祉は、共通の履修科目を学ぶことになっているのですね。その発想は日本でも1996年に文部省で21世紀の医学・医療教育のあり方について論議をしたときに我々は同じことを提起している。イギリスは2000年から始まりましたけれど、我々は1996年のときに問題だけは提起したわけです。それは、医学教育・看護教育・社会福祉教育は共通の履修科目を学んだほうがいい、相互の利用をしたほうがいい、ということでございます。そういう意味では、この生活科学部が「お互いが相互に何科目を必ず必修してとりなさいよ」ということで濃淡はあったにしても「自分は社会福祉学科に所属している。だけでも居住関係のこともちゃんと学んでいる、健康科学の分野もわかっているよ、心理もわかっているよ」といった相互利用になっているのか、学部としては一つだけでも、全部それはモザイク的になっていて相関性がないのか、相互関係にないのか、そこら辺りのことは今後の大きな課題なんじゃないでしょうか。

私どもは、社会事業大学が新しい大学に移転するときに、保健と福祉を一緒にしたかったのですがとうとうその夢は実現しなかったのです。それ以来私は色々な大学設置のときに相談を受けたりすると、「栄養学と、看護と、あるいは理学療法と福祉が一緒になるというのは、すごく強いよ」と、こういう話をします。社会事業大学が福祉工学って使ったのは多分福祉系の大学では初めてだと思います。それは、私が大学を作るときの開講科目を作ったときに神奈川県相模原にありました建設大学校に行って、色々話を聞いているときにヒントをもらい

ました。もうこれからは対人援助っていっても地域自立生活を支援するという方向に行ったときに、どうみたってその生活環境に関する知識を身につけてなくちゃいけない、それには建築関係の人に来てもらおう、ということで福祉工学という科目を開設したわけですね。今、社会事業大学の児玉桂子先生などは、その社会福祉施設の生活環境はどうなっているのかを、建築という視点で分析していく。そのカウンターグループは施設の福祉を学んだ職員たちです。動線の問題だとか、インテリアの問題だとかそういうことを含めてやっていく。生活とはそういうものだってことなのですね。したがって「生活を科学する」ということは一つの学問領域だけではないことで、俯瞰型研究というもの徹底的にやるしかない。それには発想自体を私のように福祉を学び、教育を学び、自分の、個人のレベルで融合しようなどというのはなかなかうまくいかないわけですし、初めからその知識として共通なものを学んでおく。その上で自分が特化したものは何か、ということの俯瞰型研究をしていかないとこれからはいけない。それをやれる条件は、大阪市大にあるのではないだろうか。こんな思いをしているわけですね。

例えば、地域で自立生活していくためにはソーシャルサポートネットワークみたいなものもなくてはいけないわけですし、ソーシャルサポートネットワークみたいなものというのは建築学的な従来のその、認識科学の分析というところじゃなかなか構築しにくい部分があるかもしれない。それはやっぱりソーシャルワーク的なものと結びつかないと、いくら生活環境を生態的にきれいにしたって、そこに「生きる喜び」というものは出てこないかもしれない。そういうそのお互いの相互の学問領域の特色をこう意識して、特色を生かしあったようなチームアプローチが必要になってきている。それこそ俯瞰型研究であり、前期の日本学術会議の会長である吉川先生が一貫して言い続けたことだ、という風に思っているのですね。社会福祉学というのは認識科学と設計科学は融合しなくちゃいけない。そこがある意味でコーディネーターの力を持って、その建築だとか健康だとか栄養だとか、そういうものを繋げていくことが必要なんじゃないか。

例えば栄養学の分野というならば、一人暮らしや知的障害者の人がどこに買い物に行くかについてはあまり考えないかもしれない。だけど買い物に行く手段、システム、そういうものを作らないと。いつも自分の周りに料理や、素材があるわけではないわけですから、料理の素材を買いに行く。買いに行くときの金銭管理はどうなっているかとなると、これはどうしたって福祉と繋がらざ

るを得ないじゃないか、とこういう風なことになってくるわけです。その部分まで栄養学でやったらそれは難しいかもしれない。ということを見ると、やっぱり社会性とか生活の全体を考えるとこのコーディネートの力は、ソーシャルワークにある。人と環境との相互関係に媒介をし、仲介をし、介入をし、援助していくというコーディネートの力があります。しかし、生活の個々の機能については、他の研究方法をきちんと伝えていかないと、実際には生活を科学し、援助できないのではないだろうか。こんなことを考えている次第でございます。

最後に、エビデンス・ベースド・ソーシャルワークの確立です。エビデンス・ベースド・ソーシャルワークというときに、先ほどの科学論と繋がりますが、私は認識科学的な研究方法だけを身につけたのではダメだ、と思います。それは、あのエビデンスじゃないという風に考えています。ソーシャルワークにおけるエビデンス・ベースド・ソーシャルワークの「エビデンス」は何かといえば、私は、「実践仮説」と「実践過程の記録化」だと考えているのです。今までの事例研究は、ある意味で、残念ながら事例として、十分じゃなかったと思っているのです。ソーシャルワーカーが、問題をどういう風に診断をし、それを改善する為にどういう風に仮説を作ったのか。この実践仮説を作るってことは他の学問分野と同じだと思うのです。理論仮説を作る、この実践仮説をきちんと意識して持つということは大事だ。その仮説に基づいてアプローチしたときに、そのアプローチの過程の記録化してもものがないといけません。そのアプロー

チの記録化がきちんとしてれば、それは質的な研究であっても色々できるじゃないですか、ということになるのだと思うのです。その記録化の過程が十分じゃないということでございます。そのことがあまり意識されないで、社会福祉における量的研究・質的研究って言葉だけが飛び交っていて、その調査法だとか研究法が乱れ飛んでいます。私は実践仮説と実践過程の記録化ってことを丁寧にやっていく作業をしない限り賽の河原的な研究になってしまうのではないのだろうかと思います。もうそろそろ、そういう悪循環はやめて我々がまさに問題提起したいのはそこなのです。全ての課題に関して自分なりの実践仮説を持つことだし、それを記録化していくことなのだ。そのことを質的に分析することによって、社会福祉学の科学化が進むのではないかと、こういう風に思っているわけです。そういう意味では、社会福祉学に引きつけられれば、設計科学と実践科学ではなくて認識科学と設計科学の、設計科学の持つ意味というものの意味をすごく考えないといけない、ということに改めて確認していかなければと思っています。

長々としゃべりまして本当に思う通りにいったかどうか分かりませんが、一応私なりに考えていることを話させていただきました。もっと気楽にしゃべるつもりでしたが、ここへ来て非常に自分の設計通りに行きませんで、口では設計科学って言いながら設計科学になっていないことを自覚しながら話を終えたいと思います。大変どうも失礼致しました。